災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）、救助実施市である千葉市（以下「乙」という。）及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会（以下「丙」という。）は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定では、地震等による災害（以下「災害」という。）により被災し、自らの資力では住家を確保できない者のため、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の確保、情報提供及び借上等（以下、「住宅の提供等」という。）の協力を甲による連絡調整の下で甲又は乙が丙に求めるときの基本事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「応急仮設住宅」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定するものをいう。

２　「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第３条 甲又は乙は、災害が発生し、応急仮設住宅の供与を行う場合において、丙に対し一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

２ 乙は、前項の要請を行う場合は、甲の連絡調整の下で行うものとする。

（協力）

第４条 丙は、前条に基づく要請があった場合、住宅の提供等について、甲又は乙に可能な限り協力するものとする。

（連絡窓口）

第５条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては千葉県県土整備部都市整備局住宅課、乙においては千葉市都市局建築部住宅整備課、丙においては一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会とする。

（連絡調整）

第６条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の連絡調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

２ 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（協議）

第７条 この協定の実施に関し、必要な事項等については、今後甲乙丙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第８条 この協定は令和５年４月３日（以下「発効日」という。）から適用する。

ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する

２ 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

３ 甲と丙との間で締結した平成１８年５月２５日付け「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、この協定の発効日をもって失効する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和５年４月３日

甲　　千葉市中央区市場町1番１号

千葉県

千葉県知事 熊谷 俊人

乙　　千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市

千葉市長　　神谷　俊一

丙　　千葉市中央区中央港１丁目１７番３号

千葉県宅建会館

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会

会長 髙﨑 正雄